# 平成30年第3回

# 印西市教育委員会定例会会議録

### 平成30年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時:3月22日(木)午後2時30分

場所:印西市役所4階 41会議室

- 1. 開 会
- 2. 開 議
- 3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 教育長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号

平成29年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について

日程第 5 議案第1号

平成30年度印西市の教育施策について

日程第 6 議案第2号

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第4号

印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第5号

印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則 の制定について

日程第10 議案第6号

印西市立幼稚園バスの実施に関する規則の制定について

日程第11 議案第7号

印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定につい て

日程第12 議案第8号

印西市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正 する規則の制定について

日程第13 議案第9号

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する 規則の制定について

日程第14 議案第10号

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制 定について

日程第15 議案第11号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第16 議案第12号

印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第17 議案第13号

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第18 議案第14号

印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第19 議案第15号

印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施 行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第20 議案第16号

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定につい て

日程第21 議案第17号

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第22 議案第18号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について

日程第23 議案第19号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について

日程第24 議案第20号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について

日程第25 議案第21号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第26 議案第22号

印西市学校問題対策指導員の委嘱について

日程第27 議案第23号

印西市社会教育指導員の委嘱について

日程第28 議案第24号

印西市家庭教育指導員の委嘱について

日程第29 議案第25号

印旛歴史民俗資料館運営委員の委嘱について

日程第30 議案第26号

印西市史編さん委員会委員の委嘱について

日程第31 議案第27号

印西市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第32 議案第28号

平成29年度末教職員人事の内申について

日程第33 その他

4. 閉 議

## 5. 閉 会

教育長及び出席委員(3名)

教 育 長 大 弘 木 番 教育長職務代理者 佐. 藤 めぐみ 1 3 番 委 寺 員 田 充 良

欠席委員(2名)

委 員 大 野 忠 寄 2 番 番 委 員 給 木 裕 枝 4

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長 Щ 﨑 正 之 教育部参事 髙 司 石 (教育総務課長事務取扱) 学 課 伸 務 長 坂 木 指 導 課 長 鈴 木 仁 生涯学習課長 飯 島 伸 スポーツ振興課長 Ш 村 強

職務のため出席した職員(3名)

 教育部政策主幹
 小那木
 康淳

 教育総務課
 古林
 由美子

 教育総務課
 木村
 裕子

(14時32分)

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、最初にご報告申し上げます。

本日の定例会に際し、大野委員、鈴木委員から欠席の届け出がありま したのでお知らせいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定 により、定足数につきましては、委員の過半数となっておりますので、 ご報告いたします。

ただいまより、平成30年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)教育長(議事日程の報告)教育長

それでは、これより開議いたします。

(会議録署名委員の指名) 教 育 長 本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会期の決定)

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、寺田 委員を指名します。

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告) 教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、教育長及び教育委員会活動報告。

経過報告からでございます。

2月9日金曜日、グッドマンビジネスパークステージ2竣工式時植樹祭 が鹿黒南であり、出席をしてまいりました。

同日、平成29年度千葉県都市教育長協議会第3回役員会が千葉市であ り、出席をしてまいりました。

10日土曜日、2018いんざい室内棒高跳びが、11日までの予定で松山下公園総合体育館で開催され、10日に出席をしてまいりました。

14日水曜日、教育事務所長・校長二次面接が四街道市であり、出席をしてまいりました。

15日木曜日、第2回家庭教育学級運営委員研修会が市役所であり、出席をいたしました。

16日金曜日、第7回市校長会議が滝野小学校であり、出席をいたしました。

19日月曜日、平成30年第1回印西市議会定例会が開会されました。会期は3月20日までということでございます。

3月に入りまして8日木曜日、印旛明誠高等学校第8回卒業証書授与式が同校で挙行され、出席をしてまいりました。

同日、平成29年度教育委員会児童・生徒表彰式が市役所であり、出席をいたしました。

10日土曜日、中学生海外派遣研修事前説明会・結団式・出発式が本埜公民館であり、出席をいたしました。

11日日曜日、ウインターカップ2018、これはラグビーでございます。 少年ラグビーでございますが、東京電機大学平岡グラウンドで行われ、 出席をしてまいりました。

12日月曜日、印西ライオンズクラブ寄附目録贈呈式が市役所であり、

出席をいたしました。これについては小学生のランドセルのカバーでございます。

13日火曜日、中学校卒業式が市内9校で挙行されました。委員の皆様にもご出席をいただき、ありがとうございました。

15日木曜日、校長目標申告教育長面接が市役所であり、市内の29名の校長先生方と面接を行いました。

16日金曜日、小学校卒業式、市内20校で卒業式が挙行されました。教育委員の皆様にもご臨席をいただきました。ありがとうございました。

22日木曜日、平成29年度第2回総合教育会議及び平成30年第3回教育委員会定例会が、市役所で開催されております。

つづきまして、行事予定でございます。

3月26日月曜日、日本ユース選手権リード競技印西大会2018、松山下公園総合体育館で開催されます。これはクライミングのリード競技ということでございます。

27日火曜日、平成29年度末教職員辞令交付式が四街道市であり、出席をしてまいります。

同日、平成29年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市役所で開催 される予定でございます。委員の皆様にも極力ご出席をお願いしたいと 思います。

30日金曜日、職員派遣辞令交付式ということで、これは市の職員の派遣辞令の交付式でございます。市役所で行われます。

また同日、退職辞令交付式が市役所で挙行されます。

4月に入りまして2日月曜日、人事異動辞令交付式が市役所で行われます。

それに引き続いて教育委員会事務局職員辞令交付式が市役所で行われます。

同日でございますが、社会教育指導員、家庭教育指導員及び学校問題 対策指導員の委嘱書交付式が市役所で行われます。

また、同日、学校医・学校歯科医委嘱書交付ということで、市内医療機関を回って交付してまいります。2年に1度任期が変わりますので、2年終わりましたので新たに委嘱書を交付するということでございます。

6日金曜日でございます。中学校入学式が挙行されます。市内9校の入 学式、これについても委員の皆様のご臨席をいただければと思っており ます。

7日土曜日、印西市スポーツ推進委員委嘱書交付式が松山下公園総合 体育館でございまして、出席をしてまいります。

9日月曜日、小学校の入学式が市内20校で挙行されます。これについても委員の皆様にご臨席をいただければと思っております。

10日火曜日、幼稚園入園式、市内2園の幼稚園で入園式が挙行されます。

同日、第1回市校長会議が市役所で開催される予定でございます。

11日水曜日、平成30年度市町村教育委員会教育長会議が千葉市で開催され、出席をする予定でございます。

12日水曜日、平成30年第4回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

各 委 員 教 育 長

それでは、以上で報告を終わります。

ここからの議事進行につきましては、教育委員会会議規則第26条の2 の規定により、佐藤教育長職務代理者にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

職務代理者(報告第1号)職務代理者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 平成29年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

報告第1号 平成29年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、次のとおり決定したので報告する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、児童・生徒表彰についてご報告させていただきます。

今回の表彰は、1月の教育委員会定例会で報告させていただきました 以降に表彰を決定した児童について報告をするものでございます。

表彰いたしますのはスポーツ部門で個人1名でございます。被表彰者の学校名、学年、氏名及び内容につきましては、表に記載しているとおりでございますのでご確認いただきたいと思います。なお、表彰式につきましては去る3月8日、市役所において実施いたしました。

報告第1号につきましては、以上でございます。

職務代理者

1点よろしいでしょうか。

大変すばらしいことだと思いますが、ジャベリックボールというのは どのような競技なんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

ボールに矢羽というか、そういうものがついたものを遠投する競技で ございます。

職務代理者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

各 委 員 職務代理者 なし

質疑なしと認めます。

以上で日程第4 報告第1号 平成29年度印西市教育委員会児童・生徒 表彰についてを終わります。

(議案第1号) 職務代理者

続きまして、日程第5 議案第1号 平成30年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第1号 平成30年度印西市の教育施策について。

平成30年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明させていただきます。

平成30年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、改めて議案として委員の皆様にご審議いただくものでございます。なお、昨年度の施策から表現や事業内容の変更、新たな事業につきましては赤字で表記してございます。また、委員の皆様にご意見をいただきました内容等につきましては、再度各課で検討し修正しました箇所を青字で表記させていただきました。

表紙をめくっていただきますと「はじめに」がございます。平成30年度は、市の総合計画第2次基本計画との整合性を図りまして定めた教育大綱につきましても、計画年度の3年目となります。

続きまして、1ページには印西市基本構想、教育大綱、教育振興基本 計画及び教育施策との関係について示させていただいております。

4ページをお開きください。印西市の教育施策の体系を具体的に示しているものでございます。教育施策の体系につきましては、平成30年度から33年度を計画期間とした印西市教育振興基本計画に基づき作成しており、教育の基本理念といたしました「だれもが輝き」ともにはばたくいんざいの学び」の実現に向け、基本的な3つの方針を掲げております。そして3つの方針の実現に向け、各分野別に3つの基本目標を柱に各施策を展開していくものでございます。

次に、5ページをお開きください。今年度新たに学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術分野の充実を横断的に推進するとともに、学習成果や人材を生かす体制などを設定するリーディング施策を位置づけました。主な取り組み及び事業に関しましては6ページのとおりでございます。

7ページから18ページにかけましては、平成30年度の各分野別の事業 内容を記載してございます。平成30年度におきましても印西市の教育が より充実するよう各種計画等を踏まえ、また、平成29年度事業の課題も 見据えながら、印西市教育振興基本計画の基本理念の実現に向け事業を 展開してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申 し上げます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

寺田委員。

寺 田 委 員

6ページの教育施策についてですけれども、2020年にオリンピック・パラリンピック大会で、市民のスポーツと健康意識を高める具体策とありますが、具体策はどのように練られているかというのを質問したいんですが。

職務代理者
スポーツ振興課長

スポーツ振興課長。

初めに、平成29年度までの事業につきましてご説明いたします。スポーツ振興課では、アスリート教室事業といたしまして、平成26年度よりオリンピアン等の指導者を招き、将来のオリンピアン、また、指導者の育成事業を展開しております。オリンピック・パラリンピック推進室においては、キャンプ地誘致として日本代表及びカナダ代表のソフトボール女子チームの合宿、ゴールボール男子日本代表の合宿などの事業を行っております。また、順天堂大学においては、小中学校と連携し陸上教室やゴールボール等の体験会などの事業を行っていただいております。平成30年も引き続き現事業を継続してまいります。また、スポーツフェスの種目にパラリンピックの正式種目であるボッチャを体験スポーツとして取り入れ、来場者の皆様にPRしていこうと考えております。

以上でございます。

寺 田 委 員職務代理者

各 委 員職務代理者

ありがとうございました。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第1号 平成30年度印西市の教育施策についてを採決します。 お諮りいたします。

議案第1号 平成30年度印西市の教育施策については、原案のとおり 決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議案第1号 平成30年度印西市の教育施策については、原案のとおり可決されました。

(議案第2号) 職務代理者

続きまして、日程第6 議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の 一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

### 教育総務課長

議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

本改正の要旨につきましては、組織の改編及び職制の見直しに伴い、 規則中の班の名称及び職等について所要の改正を行うものでございま す。

改正内容の詳細につきましては、審議資料の新旧対照表のとおりでございます。主だったものといたしましては、組織の改編につきましては第11条、職制の見直しにつきましては第17条以下をご覧いただきたいと思います。

なお、施行期日につきましては平成30年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

職務代理者

各 委 員

職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の 一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第3号) 職務代理者

日程第7 議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定 について。

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

本改正の要旨につきましては、身分証明書用の印を新たに彫印したことに伴い別表に加えるもの及び印西市公印規程に従い印影の規定及び字句について整理を行うものでございます。改正内容の詳細につきましては、審議資料の新旧対照表のとおりでございます。

施行期日は平成30年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定 についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定 については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

職務代理者

各 委 員

職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部 を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第4号) 職務代理者

続きまして、日程第8 議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を 改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

審議資料をご覧ください。

改正の要旨ですが、第2条の中の教頭の位置づけについて、「置くことができる」から「置く」に改めるものでございます、また、第35条につきましては削除するものでございます。

改正の理由ですが、学校教育法第27条の規定により、幼稚園には教頭を置かなければならないとされていることから、教頭の位置づけを改めるものでございます。また、現状、幼稚園において宿直及び日直というものを置く必要がないことから、現状に合わせてその項目を廃止するものでございます。

施行期日ですが、平成30年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

職 務 代 理 者 各 委 員 職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を 改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第5号) 職務代理者

続きまして、日程第9 議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部 を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

審議資料をご覧ください。

改正の要旨でございます。1、第1条においてこの規則を定める根拠となる条例が、印西市立幼稚園保育料等に関する条例である旨を加えるものでございます。

- 2、第5条第2項として、新たに、給食の提供の停止または変更を希望 する際に提出する様式を規定するものでございます。
- 3、第8条及び第9条の内容を集約し、第8条として給食費の納入方法、納入期限等及び納入通知書兼領収書の様式について規定するものでございます。
- 4、第10条については、事務処理上の手続であることから、この規則 から削除するものでございます。

改正の理由でございます。印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正いたしました。改正により、食事の提供に要する費用について保護者が納付しなければならない費用として規定され、必要な事項は教育委員会規則で定めることとされたことから、所要の改定を行うものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

職務代理者各 委 員職務代理者

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部 を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部 を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

各 委 員 職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第6号) 職務代理者

日程第10 議案第6号 印西市立幼稚園バスの実施に関する規則の制 定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第6号 印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の制定について。

印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則を次のように定める。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

審議資料をご覧ください。

制定の要旨でございます。印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正により、幼稚園に通う際に提供される便宜に要する費用について、保護者が納付しなければならない費用として規定され、必要な事項は教育委員会規則で定めることとされたことから、印西市立幼稚園の送迎バスの実施に関して必要な事項を定めるための規則を制定するものでございます。

条文の内容ですが、第1条趣旨から、第10条委任まで、10条で構成されております。内容については、書いてあるとおりでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

併せて印西市立幼稚園送迎バス実施要綱というものでこれまで運用しておりましたが、これにつきましては廃止といたします。

3の経過措置といたしまして、平成30年度の利用者負担金の額ですが、この規則による廃止前の要綱第8条の表に定める額とするものとする。具体的には今、距離によって1,000円と1,200円になっているんです

が、一律1,200円になります。ただ、平成30年度につきましては経過措 置で、1,000円の方については1,000円で30年度は実施するというもので ございます。

説明については以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

今現在は1,000円と1,200円になっているけれども、今度は一律幾らに なるんですか。

職務代理者 学務課長

学務課長。

寺 田 委 員

1,200円です。

職務代理者 各 委 員

職務代理者

はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第6号 印西市立幼稚園バスの実施に関する規則の制定について を採決します。

お諮りいたします。

議案第6号 印西市立幼稚園バスの実施に関する規則の制定について は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議案第6号 印西市立幼稚園バスの実施に関 する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第7号) 職務代理者

続きまして、日程第11 議案第7号 印西市立小学校及び中学校管理 規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第7号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規 則の制定について。

印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のよう に制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

議案第7号の審議資料に基づき、ご説明させていただきます。

改正の要旨につきましては、事務職員等の職及び職務のうち、主任調 理員及び調理員を削除するものでございます。

改正の理由は、現在の職及び職務との整合性を図るものでございま す。詳細につきましては新旧対照表をご覧ください。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上でございます。

職務代理者 各 委 員

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第7号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規 則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第7号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規 則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありません か。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第11 議案第7号 印西市立小学校及び中学校管理 規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されま した。

(議案第8号) 職務代理者

日程第12 議案第8号 印西市教育センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第8号 印西市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規 則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改 正する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

議案第8号の審議資料をご覧ください。

改正の要旨は、職制の見直しに伴い、職等を改めるもの及び字句の調 整など、所要の改正を行うものです。

改正の理由は、職制の見直しに伴い、関係規則を改めるものでござい ます。詳細につきましては新旧対照表をご覧ください。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第8号 印西市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規 則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第8号 印西市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規

職務代理者 各 委 員 職務代理者

則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定すること にご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第12 議案第8号 印西市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第9号)

職務代理者

続きまして、日程第13 議案第9号 印西市学校給食センターの管理 及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし ます。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第9号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の 一部を改正する規則の制定について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

議案第9号審議資料をご覧ください。

改正の要旨は、職制の見直しに伴い、職等を改めるもの及び字句の調整など、所要の改正を行うものでございます。

改正の理由につきましては、職制の見直しに伴い、関係規則を改める ものでございます。詳細につきましては新旧対照表をご覧ください。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

各 委 員職務代理者

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第9号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の 一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第9号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の 一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第13 議案第9号 印西市学校給食センターの管理 及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案の とおり可決されました。 (議案第10号)

職務代理者

続きまして、日程第14 議案第10号 印西市立公民館の管理及び運営 に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第10号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改 正する規則の制定について。

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を 次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本議案について説明いたします。次ページの審議資料をご覧ください。

改正の要旨及び理由につきましては、行政組織改編における職制の見 直しに伴い所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては平成30年4月1日です。

なお、詳細につきましては4の新旧対照表をご覧ください。

以上でございます。

職務代理者各委員職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第10号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第10号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第14 議案第10号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第11号) 職務代理者

続きまして、日程第15 議案第11号 印西市立中央駅前地域交流館の 設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につい てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第11号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条 例施行規則の一部を改正する規則の制定について。 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本議案について説明いたします。次ページの審議資料をご覧ください。

改正の要旨及び理由につきましては、行政組織改編における職制の見 直しに伴い所要の改正を行うものでございます。

施行期日等につきましては平成30年4月1日です。

なお、詳細につきましては4の新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第11号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条 例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第11号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職 務 代 理 者

職務代理者

各 委 員

職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第15 議案第11号 印西市立中央駅前地域交流館の 設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につい ては、原案のとおり可決されました。

(議案第12号) 職務代理者

日程第16 議案第12号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第12号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 の制定について。

印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように 制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本議案について説明いたします。次ページの審議資料をご覧ください。

改正の要旨及び理由でございますが、規則第4条につきましては、行 政組織改編における職制の見直しに伴い所要の改正を行うものでござい ます。また、第12条第8項につきましては、利用者の要望も多く利便性を図れることから、雑誌の貸出期間の延長を認める改正を行うものでございます。

施行期日につきましては平成30年4月1日でございます。

なお、詳細につきましては4の新旧対照表をご覧ください。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

職務代理者 質疑なしと認めます。

議案第12号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第12号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

職務代理者

員

各 委

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第16 議案第12号 印西市立図書館設置条例施行規 則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第13号) 職務代理者

続きまして、日程第17 議案第13号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第13号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正 する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、本議案について説明いたします。次ページの審議資料をご覧ください。

改正の要旨及び理由でございますが、規則第12条につきましては、行 政組織改編における職制の見直しに伴い所要の改正を行うものでござい ます。また、別表の品目の字句修正は、老朽化による備品整理に伴い利 用可能な備品等を適正に明示するための改正でございます。

施行期日につきましては平成30年4月1日でございます。

なお、詳細につきましては4の新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者

各 委 員

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第13号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第13号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第17 議案第13号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第14号) 職務代理者

日程第18 議案第14号 印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし ます。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第14号 印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条 例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、本議案について説明いたします。次ページの審議資料をご 覧ください。

改正の要旨及び理由につきましては、行政組織改編における職制の見 直しに伴い所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては平成30年4月1日でございます。

詳細につきましては、4の新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第14号 印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条 例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第14号 印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条

職務代理者各 委 員職務代理者

例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第18 議案第14号 印西市立印旛歴史民俗資料館の 設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につい ては、原案のとおり可決されました。

(議案第15号) 職務代理者

続きまして、日程第19 議案第15号 印西市立木下交流の杜歴史資料 センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の 制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第15号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本議案について説明いたします。次ページの審議資料をご覧ください。

改正の要旨及び理由につきましては、行政組織改編における職制の見 直しに伴い所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては平成30年4月1日。

詳細につきましては、4の新旧対照表をご覧ください。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第15号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを採決しま す

お諮りいたします。

議案第15号 印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案の とおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職 務 代 理 者

職務代理者

各 委 員

職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第19 議案第15号 印西市立木下交流の杜歴史資料 センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の 制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第16号) 職務代理者

続きまして、日程第20 議案第16号 印西市教育委員会行政文書管理 規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第16号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のよう に制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

本改正の要旨につきましては、職制の見直しに伴い第22条第1項について改めるもの及び字句の調整を行うものでございます。

改正内容の詳細につきましては、審議資料の新旧対照表のとおりでございます。

施行期日は平成30年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

各 委 員職務代理者

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第16号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第16号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第20 議案第16号 印西市教育委員会行政文書管理 規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり可決されま した。

(議案第17号)

職務代理者

続きまして、日程第21 議案第17号 印西市教育委員会事務決裁規程 の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第17号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の 制定について。 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

本改正の要旨につきましては、職制の見直しに伴い職等を改めるもの 及び字句の調整等、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の詳細につきましては、審議資料の新旧対照表のとおりでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者各委員職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第17号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の 制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第17号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の 制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第21 議案第17号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第18号) 職務代理者

日程第22 議案第18号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第18号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医を別紙のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

説明いたします。

これは市内全小・中学校、幼稚園の学校医の任期満了に伴いまして、委嘱するものでございます。

初めに、学校医につきましては24名の先生方にお願いしております。 昨年度と変更はございません。任期につきましては、平成30年4月1日か ら32年3月31日まででございます。

次のページをご覧ください。眼科医につきましても変更はございません。任期は平成30年4月1日から32年3月31日まででございます。

次のページをご覧ください。耳鼻科医につきましては、市内全小・中学校を別表のとおり4名の先生に委嘱するものでございます。耳鼻科医に関しては、昨年度、土屋先生にお願いしておりました学校の一部に変更があり、新たに草深にあります、なのはな耳鼻科の増野先生にお願いしてあります。任期は平成30年4月1日から32年3月31日でございます。

以上でございます。

職務代理者各 委 員

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第18号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第18号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第22 議案第18号 印西市立幼稚園、小学校及び中 学校の学校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第19号) 職務代理者

続きまして、日程第23 議案第19号 印西市立幼稚園、小学校及び中 学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第19号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医を別紙のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

次のページをご覧ください。

これは市内全小・中学校、幼稚園の管理校医の任期満了に伴いまして、表のとおり23名の先生を管理校医として委嘱するものでございます。

管理校医につきましては変更はございません。

任期は平成30年4月1日から32年3月31日まででございます。

以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

各 委 員 職務代理者

なし

質疑なしと認めます。

議案第19号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第19号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第23 議案第19号 印西市立幼稚園、小学校及び中 学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第20号) 職務代理者

日程第24 議案第20号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第20号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱 について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医を別紙のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

別紙をご覧ください。

これは市内全小・中学校、幼稚園2園の学校歯科医の任期満了に伴いまして、22名の歯科医師を学校歯科医として委嘱するものでございます。

新たにお願いした先生は、木刈中学校の永山先生と、もとの幼稚園の加藤先生でございます。

任期は平成30年4月1日から32年3月31日まででございます。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第20号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱 についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第20号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱 については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

-24-

職務代理者

各 委 員 職務代理者 したがって、日程第24 議案第20号 印西市立幼稚園、小学校及び中 学校の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第21号) 職務代理者

日程第25 議案第21号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第21号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱 について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師を別紙のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

これは市内小学校20校及び中学校9校、幼稚園2園の学校薬剤師の任期 満了に伴いまして、別紙のとおり委嘱するものでございます。

なお、変更がございました薬剤師の先生は、大森小学校と木刈小学校の鈴木先生でございます。長年お世話になりました馬場先生は、今年度をもちまして学校薬剤師をおやめになります。

任期は平成30年4月1日から32年3月31日まででございます。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第21号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱 についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第21号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱 については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

職務代理者

各 委 員

職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第25 議案第21号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩にしようと思います。ただいま3時30分、10分後の3時40分まで休憩とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(15時30分)

(15時40分)

(議案第22号) 職務代理者

再開いたします。

日程第26 議案第22号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第22号 印西市学校問題対策指導員の委嘱について。

印西市学校問題対策指導員を印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により次のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

印西市学校問題対策指導員として委嘱する方は、元小学校長の川嶋知道先生と、同じく元小学校長の小島喜美代先生でございます。指導員につきましては変更はございません。

任期は平成30年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

以上でございます。

職務代理者

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第22号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第22号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のと おり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第26 議案第22号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第23号) 職務代理者

日程第27 議案第23号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを議題 とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第23号 印西市社会教育指導員の委嘱について。

印西市社会教育指導員を印西市社会教育指導員の設置等に関する規程 第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、委嘱期間満了に伴い岩井一民さんを、印西市社 会教育指導員として平成29年度に引き続き委嘱するものです。

委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間です。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

各 委 員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第23号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。

議案第23号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり 決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第27 議案第23号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第24号)

職務代理者

続きまして、日程第28 議案第24号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第24号 印西市家庭教育指導員の委嘱について。

印西市家庭教育指導員を印西市家庭教育指導員の設置等に関する規程 第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、委嘱期間満了に伴い小島洋子さんを、印西市家 庭教育指導員として平成29年度に引き続き委嘱するものです。

委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間です。

なお、小島さんにつきましては平成27年度から継続での委嘱となります。

説明は以上でございます。

職務代理者各委員

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第24号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。

議案第24号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり 決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第28 議案第24号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第25号) 職務代理者

日程第29 議案第25号 印旛歴史民俗資料館運営委員の委嘱について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第25号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について。

印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員を印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例第9条及び印西市立印旛歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の 委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものです。

今回委嘱する方は、社会教育関係者として齊藤薫さん、学識経験者と して髙橋克さん、本橋敬之助さん、早川博史さんの4名です。

任期につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。

なお、4人とも継続でございます。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第25号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員の委嘱についてを 採決します。

お諮りいたします。

議案第25号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員の委嘱について は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

職務代理者

各 委 員

職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第29 議案第25号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第26号) 職務代理者

日程第30 議案第26号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第26号 印西市史編さん委員会委員の委嘱について。

印西市史編さん委員会委員を印西市史編さん委員会設置条例第3条及 び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、印西市史編さん委員会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものです。

今回委嘱する方は、五十嵐行男さん、中澤惠子さん、鏑木行廣さん、 木村修さん、村越博茂さん、榎美香さん、小林青樹さん、植村良彦さん、宿城高興さん、大友一雄さんの10名です。各委員の専門分野につきましては備考欄のとおりです。

任期につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。

なお、大友さん以外の9名の方につきましては、継続で委員をお願い するものでございます。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者 各 委 員

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第26号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第26号 印西市史編さん委員会委員の委嘱については、原案のと おり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第30 議案第26号 印西市史編さん委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第27号) 職務代理者

日程第31 議案第27号 印西市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長

議案第27号 印西市スポーツ推進委員の委嘱について。

印西市スポーツ推進委員を印西市スポーツ推進委員規則第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成30年3月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします

この委嘱につきましては、平成30年3月31日をもちまして印西市スポーツ推進委員の任期が満了になりますことから、一斉改選するものでございます。

新たな任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

1番の上ノ坊真様から28番の西谷内昇様まで委嘱させていただくもの

でございます。今回委嘱させていただきます28名は再任でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理者各委員

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第27号 印西市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。

議案第27号 印西市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第31 議案第27号 印西市スポーツ推進委員の委嘱 については、原案のとおり可決されました。

(会議の非公開) 職務代理者

日程第32 議案第28号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項、及び印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、会議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

各 委 員職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

それでは、これより会議を非公開といたします。

[非公開により省略]

職務代理者 (その他) 職務代理者 以上で会議の非公開を終了いたします。

日程第33 その他について、何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、今回の議会報告をさせていただきます。

平成30年第1回市議会定例会における一般質問の内容につきましては、お配りしております資料のとおりでございます。ご確認いただければと思います。

以上でございます。

職 務 代 理 者 各 委 員

職務代理者

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

ほかにその他ございますでしょうか。

学務課長。

なし

学務課長

学務課から2点お願いいたします。

1点目ですが、前回お示しいたしました本埜地区の学校を考える会からの要望に対する回答について作成いたしましたので、ご説明させてい

ただきます。

お手元の資料をご覧ください。1月25日に考える会から提出されました、本埜第一小学校と本埜第二小学校の早期統合に関する要望書について、先日の会議でお話をさせていただいたところですが、このたび、この要望書に対する回答案をまとめました。

考える会からの要望書は、表に概要が書いてありまして、裏面に10項目にわたって関連事項を整理した形でございました。

考える会の要望の趣旨ですが、教育委員会で示した基本方針の学校適正配置シミュレーションでは、旧の本埜地区から小学校・中学校が一つもなくなってしまうと、学校がなくなれば若者の流出や地域の衰退が避けられないということから、本埜第一小学校と本埜第二小学校を早期に統合して、本埜小学校として現在の本埜中学校に開校する方向で見直しをしてほしい。また、本埜小学校の開校に当たって、本埜中学校を含めた義務教育学校の設置についても検討してほしいという内容でございました。

これに対する教育委員会の回答の趣旨でございますが、適正配置審議会の中でも、本埜中学校を含めた義務教育学校の設置として検討を行った経緯がございますが、小学校については現在よりは多少人数は増えますが、でも、小規模な状況であることに変わりがないということ、また、中学校に関しては義務教育学校にしても課題の解決がないということから、シミュレーションの案にはならなかったという経緯がございます。

このたびのこの要望を受けまして、本埜第一小学校と本埜第二小学校の早期の統合に関しては、複式学級が解消されるということや小規模校のデメリットが緩和される、また、適正な配置という観点から再度協議・検討を進めていきたいという趣旨の回答をしてございます。しかし本埜中学校を含めた義務教育学校の設置については、先ほど申し上げた理由から中学校の部分が改善されませんので、現時点では考えていないという内容のお答えでございます。

また、基本方針の見直しということもあったんですけれども、審議会の答申を踏まえて教育委員会の考えとしてお示しした基本方針ですので、方針そのものを見直す考えはないということを記載してございます。

なお、早期に本埜第一小学校、本埜第二小学校を統合して本埜小学校を開校するという点で考えると、学校施設の現状、耐用年数等を踏まえると、本埜中学校ではなくて本埜第一小学校か本埜第二小学校のいずれかを使用する形で開校することが最善の選択だと考えていますという内容を、回答として挙げさせていただいたということでございます。

中にはスクールバスの運行ですとか、特色のある学校づくり等についての要望もあるんですけれども、それらについては、本埜第一小と本埜

第二小の統合をまずは検討して、これがもし決まった時点で考えていき ますという回答にしてございます。

また、項目によっては市長部局での回答になっているところもございますので、それは市長部局で回答を用意していただいているところでございます。

今後のスケジュールですが、来週3月28日水曜日、14時から、本埜地区の学校を考える会の皆さんへ、今日これで良いということであれば回答をしていきたいというふうに考えております。ご意見がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

2点目でございます。入学式の予定を1枚別紙でお渡ししてございます。中学校については4月6日の金曜日、小学校については4月9日の月曜日が入学式となってございます。それぞれ行っていただく学校の名前を書かせていただきました。日程等を確認していただいて出席いただき、告辞をお読みいただきたいと思います。告辞につきましては、でき上がり次第お配りしたいと思います。何か不都合な点がございましたら学務課までご連絡を下さい。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの2件につきまして、質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

教育部長、お願いします。

先ほどの回答案に対しまして、鈴木委員さんから2点ご意見をいただいておりますので、私からご紹介をさせていただきます。

まず1点目としましては、要望書の中に「学校は地域の伝統や文化の中心となり」とあると、これは本埜地区における重要無形文化財の神楽なども子供のころからの訓練によって伝統文化の継承地となっており、今後この地域から住民の流出が加速すると、結果的に印西市における無形の財産が失われるおそれがあるのではないかと思う。この地域から学校がなくなることで地域衰退を促す要因になってしまうとすれば、これは学校問題だけのことではなく、印西市の伝統文化の衰退をも意味するのではないかと。

もう一点といたしまして、本埜第一小学校と本埜第二小学校が統合することにより複式学級にならない程度の規模を維持できると聞いているが、世界保健機構が学術データに基づき提唱しているのは、100人規模の小学校で1クラス16人前後が理想的と聞いている。したがって、世界の教育先進国である北欧諸国では少人数学級にシフトしており、小規模校を統合し大規模校化しているのは世界の教育現場の流れとは逆行しているのではないかと考えると、以上2点ご意見をいただいております。

以上でございます。

学務課からの2件につきまして、質疑はございませんか。 なし

職務代理者教育部長職務代理者教育部長

職務代理者 各 委 員

職務代理者

ほかにその他ございますでしょうか。

指導課長。

指導課長

印西市中学校国際交流事業補助金交付要綱の廃止についてご報告いた します。このことにつきまして市長に申し出がございますので、ご報告 申し上げます。

廃止の理由としましては、印西市中学校国際交流事業は、印西市立中学校に設置された実行委員会が行う国際交流事業の渡航費用などへの補助制度でありますが、現在、実行委員会が組織されている学校はございません。また、市制施行20周年記念事業としての実施を機に、現在、市内全域から参加生徒を募集する印西市中学生海外派遣研修を業務委託で行っていることから、これらの状況を踏まえ、当該事業を終了し本要綱を廃止するものでございます。

以上でございます。

ただいまの件につきまして質疑はありませんか。

寺田委員。

寺 田 委 員

現在行われている印西中学校でやっているのを廃止するという、それで、市のほうに入れるということですか。

指導課長。

はい、そのとおりでございます。

そうですか、わかりました。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なし

ほかにその他ございますでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課からは4点でございます。

初めに、補助金要綱の一部改正と廃止について市長へ申し入れました ので、ご報告いたします。

まず一部改正につきましては、印西市指定文化財管理等経費補助金交付要綱を、引き続き文化財の適正な保存管理並びに活用及び普及を図る必要があることから、失効期日を3年延長し平成33年3月31日といたしました。

次に、要綱の廃止につきましては、印西市木下街道膝栗毛補助金交付 要綱を、事業の実施形態が変更されたため平成30年4月1日付で廃止する よう市長に申し入れました。

2件、ご報告いたします。

次に、平成30年度の無形民俗文化財の公開事業でございますが、お手元の表のとおり予定しております。なお、出席についてご都合が合わない場合は、調整をいたしますので、後ほどお知らせいただければと思います。

また、浦部の神楽につきましては、教育長の公務の関係で委員お二人

職務代理者

寸 田 安 貝

生涯学習課長

の出席といたしましたことを、あらかじめご了承願います。

次に、市指定無形民俗文化財「八幡神社の獅子舞」公開事業でござい ますが、お配りした資料のとおり、4月15日の日曜日の正午から中根鳥 見神社などで行われます。教育委員会からの出席につきましては、佐藤 職務代理者、大木教育長を予定しております。出席の時間でございます が、正午から午後2時のおおむね2時間を考えております。佐藤職務代理 者におかれましては、記載した時刻にお迎えに伺いますので、よろしく お願いいたします。

以上でございます。

職務代理者

ただいまの生涯学習課からの4点につきまして、質疑はございません か。

寺田委員。

寺田委員

印西市の木下街道膝栗毛というのは、もう現在はやられていないんで すか。

職務代理者 生涯学習課長 生涯学習課長。

平成20年に、実行委員会形式のものは一旦終了いたしまして、その 後、市民団体であります印西ふるさと案内人協会が主催事業として継続 しております。平成30年度につきましては、平成元年に始まり30年の節 目を迎えるということで、大規模に協働事業として行う予定でございま す。

寺 田 委 員 職務代理者 各 委 員 職務代理者

わかりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なし

ほかにその他ございますでしょうか。よろしいですか。

これで、日程第33 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しし ます。よろしくお願いします。

教 育 長 ありがとうございました。

それでは、事務局から次回教育委員会の開催日について連絡がござい ます。

教育総務課長。

教育総務課長

次回の第4回教育委員会定例会は、4月12日木曜日の午後2時より41会 議室で開催を予定しております。また近くなりましたらご通知させてい ただきますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 そのほかはよろしいですか。

(閉議の宣告)

教 育 長

(閉会の宣告)

教 育 長

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

以上をもちまして、平成30年第3回印西市教育委員会定例会を閉会し ます。お疲れさまでした。

(16時12分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないこと を証するためここに署名する。

# 平成30年3月22日

教 育 長 大 木 弘

署名委員 寺 田 充 良